

# 指定給水装置工事事業者申請書

令和 年 月 日

川北町長 宛

申請者 住所  
氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

営 業 所	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
責任技術者	住 所	
	氏 名	
備 考		
添 付 書 類	1. 営業所の位置図 2. 工事経歴書 3. 発行後3箇月以内の住民票、又は登記簿謄本 4. 納税証明書 5. 所有機械調書 6. 責任技術者資格認定書の写し 7. 従業員名簿 8. その他町長が必要と認める書類	

受付 号	令和 年 月 日	上記について、指定してよろしいか	
課 長	補 佐		担 当
		第 号	令和 年 月 日

# 営業所位置図

商号	
住所	
位置図	







# 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

令和 年 月 日

川北町長 宛

届出者

次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する主任技術者の氏名	主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年 月 日

# 誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法  
第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当し  
ない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

(あて先)

川北町長

申請者 氏名又は名称

⑩

住 所

代表者氏名

【法律】

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
  - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
  - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
    - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
    - ハ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
    - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者
    - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

【施行規則】

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法律二十五条の三第二項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機会器具
- 四 水圧テストポンプ



# 指定給水装置工事事業者変更申請書

令和 年 月 日

川北町長 宛

申請者 住所  
氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

営業所	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
変更項目		
(変更前)	住所	
	氏名	
(変更後)	住所	
	氏名	
備考		
添付書類	1. 変更項目に関する書類 2. 従業員名簿 3. その他町長が必要と認める書類	

受付	号	令和	年	月	日	上記について、指定してよろしいか
課長	補佐	担当	合議			
						第 号 令和 年 月 日